東 温 農 第 987 号 令 和 6 年 12 月 27 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東温市長 加藤 章

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
市町村名		東温市					
(市町村コード)		(38215)					
地域名	下林地区						
(地域内農業集落名)		(下林)					
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年12月27日					
励識の相未を取り	まとめた十月ロ	(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務である。若い担い手の規模拡大や、集落営農組織が販売も含めた作業受託の拡大を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内には農家レストランを経営し、棚田オーナー制度に取り組んでいる農家や、イチゴの観光農園に取り組んでいる農家があり、都市住民と交流を図っている。また、地域産の米を使ったどぶろくの販売するなど、集落の特色を活かした取り組みが行われており、引き続き魅力の発信を続けていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	206 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	206 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域については具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項									
	(1)農用地の集積、集約(との:	 方針							
	地区内の耕作しやすい 貸借を進める。	憂良為	農地を将来にわたり守っ	てし	くため、後継者	未定	この農地について	- ,	中心経営体への	
	 (2)農地中間管理機構の	活用	 方針							
	集落営農組織PAC下林	は法	人化されておらず、機構	をſ	トしての借受がで	きた	ないため、特定農	作	業受託により農	
	地を借り受ける。 中心経営体へ農地の集	約化	を日指し、農地所有者は	⊦	HJ.手・受け手に	/ 1\	いわらず 農地を	桦木	帯に貸し付けて	
	いく。	-								
	、地元の農業委員 構を通じた中心約									
	(3)基盤整備事業への取	組方	 針							
	当該地区は既に大部分	の農	地において基盤整備が	図ら	れている。					
		 -	£ 0 E- /11 - 1							
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針									
	│ 認定農業者も含め農家の高齢化が進んでおり、後継者の確保が急務であることから、今後は若い新規就農者 │や、定年後就農の方へ集積していく。									
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	現状としては特段の取組に至っていない。									
	以下任意記載事項(地域(の実	情に応じて、必要な事項	を退	選択し、取組方針	を記	己載してください)			
	□ ①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等	(2)	⑤果樹等	
	□ ⑥燃料・資源作物等		⑦保全・管理等	88	⑧農業用施設	29	⑨耕畜連携等	*	⑪その他	
	【選択した上記の取組方金]	•		•					